

会 議 録		令和 5 年 2 月 15 日 作成	令和 8 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府亀岡警察署協議会（令和 4 年度第 4 回）		
開催日	令和 5 年 2 月 13 日（月曜日）		
時 間	午後 3 時から午後 4 時 35 分までの間（95 分）		
場 所	京都府亀岡警察署 道場・署庭		
出席者	岸会長、湯浅副会長、木曾委員、國府委員、高澤委員、森川委員、 前田委員、矢田委員 （欠席：芦田委員、サミュエル委員、大橋委員） 計 8 人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長 交通課長、警備課長、広聴相談係長 計 10 人		
諮 問 事 項	鑑識活動について（実演・体験型）		
会 議 内 容	<p>1 会長挨拶 司会 広聴係長</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 協議 司会 会長</p> <p>諮問事項説明 鑑識活動について（実演・体験型）～刑事課長</p> <p>【委員】実演の鑑識の作業に関して、実際の事件現場でも同様な作業を行っているのか。</p> <p>【警察】同じ様な鑑識活動を実施している。</p> <p>【委員】実演で見た鑑識活動の全部を事件現場でやるのか。</p> <p>【警察】現場において、動かさない物、警察署に持ち帰れない物については、現場で鑑識活動をする。 遺留品や紙などは、現場で現物押収し警察署に持ち帰り鑑識作業を実施している。</p> <p>【委員】鑑識活動をするにあたって気を付けることは何か。</p> <p>【警察】犯人の指紋や足跡など現場臨場した警察官が潰してしまわない様に常に細心の注意をしている。</p> <p>【委員】実演の鑑識活動は昔からある手法なのか。</p>		

会 議
内 容

【警察】昔からある手法もあれば、比較的新しい手法もある。機材や手法に関しては、研究を重ね改善されている。

【委員】警察官であれば、誰でもできることなのか。

【警察】警察学校で、全員が鑑識初級検定を合格するまで受けるので、初歩的なことはできる。その後、警察署配置となり、鑑識上級検定を合格したものは、より高度な技術を身に付ける。

【委員】お願いすれば、一般人も鑑識活動の体験が出来るのか。

【警察】依頼申請を受ければ、出前教室を実施している。

昨年は、亀岡市内の2つの中学校から職業体験としての依頼があり、鑑識活動の出前教室を実施している。小学校、高校、大学などからの依頼があれば、調整のうえ鑑識体験の教室など積極的に実施している。

【委員】どこにお願いすればいいのか。

【警察】亀岡警察署の窓口は警務課だが、刑事課に直接でもよい。

【委員】鑑定はどこにお願いするのか。

【警察】警察本部の鑑識課や科学捜査研究所などに依頼をしている。

【委員】警察本部でできない場合はどうするのか。

【警察】鑑定のを外部機関で委託鑑定できるかを検討する。

～以後、署庭において、警察犬による臭気追跡の視察～

4 事務連絡

令和5年度第1回亀岡警察署協議会の開催については、令和5年6月に実施予定としている。

以上

第4回京都府亀岡警察署協議会の開催状況

